第34回 総会議事録

- 1 開催の日時 令和2年4月28日(火)午後3時30分~午後4時10分
- 2 開催の場所 松江市役所 本館西棟3階 第一常任委員会室
- 3 議事日程

議事録署名委員の指名について

議 第192号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議 第193号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議 第194号 松江市農用地利用集積計画の決定について

報告第67号 会長専決処分の報告

報告第68号 事務局長専決処分の報告

4 出席委員(11名) 欠席委員(8名)

1番 宮廻 彰夫(出) 2番 冨士本 数彦(欠) 3番 髙橋 裕典(出)

4番 青砥 芳美(出) 5番 磯部 美津子(出) 6番 勝田 達雄(出)

10番 清水 秋廣(欠) 11番 足立 裕子(出) 12番 吉岡 雅裕(出)

<u>13番 槇 原 篤(欠)</u> <u>14番 渡部 文明(欠)</u> 15番 吉岡 幸雄(出)

16番 岸本 定朝(出) 17番 浅野 真治(出) 18番 古藤 一郎(欠)

19番 三 島 進(出)

5 事務局職員出席者

農業委員会

事務局長 大谷 敦夫 農地係主事 伊藤 謙

農地係長 野津 慎一

農地係主幹 森田 稔

農地係副主任 高尾 祥和

6 会議内容

議 長

(三島会長)

定刻になりました。それでは、ただ今から第34回松江市農業委員会総会を開会します。本日の会議は新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、出席委員を減じて開催いたします。最初に、出席委員数を確認します。本日の欠席届は、2番委員、7番委員、8番委員、9番委員、10番委員、13番委員、14番委員、18番委員から提出されています。委員定数は19名のうち、11名の出席となっております。過半数を超えていますので、本総会が成立していることを報告します。

次に、本日の議事録署名委員を指名します。16番委員、17番委員にお願いします。 続いて、書記を任命します。事務局の森田主幹と伊藤主事にお願いします。

それでは、議事に入ります。議第192号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を上程いたします。事務局の説明をお願いします。

事 務 局

それでは、議第192号、今月の農地法第3条の許可申請についてご説明します。お 手元の議案の2ページと併せて「農地法第3条説明資料」をご覧ください。今月の農 地法第3条の許可申請は1件2筆で、所有権移転の案件です。

それでは、1番の案件をご説明します。申請は宍道町東来待の現況畑の田2筆を売買されるものです。譲渡人はご覧のとおりです。譲渡理由は、労力不足によるものです。譲受人はご覧のとおりです。譲受理由は、渡し人からの要望によるものです。譲受人の世帯は、耕運機、草刈り機等の農業用機械を所有されております。取得後は、野菜、果樹を栽培されます。第3条第2項の要件等につきましては、お手元の資料に記載のとおりです。

以上、本案件は、いずれも農地法第3条第2項の不許可の要件には該当しないものと 認められます。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議長

それでは、現地調査班からの報告をお願いします。

3 番 委 員

長

議

先ほど事務局から説明のあった通り、許可相当であると判断いたしました。 ありがとうございました。これより審議に入ります。ただいまの事務局の説明と現地 調査班の報告につきまして、ご意見・ご質問はありませんか。

(なしの声)

議 長

ないようでございますので、採決いたします。議第192号は原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長

ご異議なしということですので、議第192号は原案のとおり許可することに決します。次に議第193号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を上程します。事務局の説明をお願いします。

それでは、今月の農地法第5条の規定による許可申請について説明いたします。

事 務 局

初めに、5条の1番について説明いたします。譲受人、譲渡人はご覧のとおりです。 転用場所は西浜佐陀町の1筆です。都市計画区域区分は市街化調整区域の緩和A区域 です。農地区分は、過去土地改良事業が実施されているため第1種農地と判断いたし ました。土地利用計画との調整ですが、農用地区域外です。転用目的は共同住宅です。 許可該当条項は、農地法施行規則第33条第4号で、集落接続に該当します。転用面積 は740㎡、所要面積も同様の740㎡です。権利の種類はご覧のとおりです。事業

計画ですが、申請地を造成し、共同住宅1棟を建築するものです。事業の詳細、資金

計画につきましてはご覧のとおりです。

事 務 局

次に5条の2番について説明いたします。譲受人、譲渡人はご覧のとおりです。転用場所は浜佐田町の2筆です。都市計画区域区分は市街化調整区域の緩和 A 区域です。農地区分は第2種農地と判断いたしました。土地利用計画との調整ですが、農用地区域外です。転用目的は建売住宅です。転用面積は1,588㎡、所要面積は、農地以外を含んだ1,621.36㎡です。権利の種類はご覧のとおりです。事業計画ですが、申請地を造成し建売住宅6棟を建築するものです。なお、追認案件となることから、始末書が提出されています。事業の詳細、資金計画につきましてはご覧のとおりです。

次に5条の3番について説明いたします。譲受人、譲渡人はご覧のとおりです。転用場所は下東川津町の2筆です。都市計画区域区分は市街化調整区域の緩和A区域です。農地区分は、10ha以上の連担があることから第1種農地と判断いたしました。土地利用計画との調整ですが、農用地区域外です。転用目的は共同住宅です。許可該当条項は、農地法施行規則第33条第4号で、集落接続に該当します。転用面積は1,735㎡、所要面積も同様の1,735㎡です。権利の種類はご覧のとおりです。事業計画ですが、申請地を造成し共同住宅2棟を建築するものです。事業の詳細、資金計画につきましてはご覧のとおりです。

次に5条の4番について説明いたします。譲受人、譲渡人はご覧のとおりです。転用場所は東忌部町の1筆です。都市計画区域区分は都市計画区域外です。農地区分は、第2種農地と判断いたしました。土地利用計画との調整ですが、農用地区域外です。転用目的は資材置場です。転用面積は460㎡、所要面積も同様の460㎡です。権利の種類はご覧のとおりです。事業計画ですが、申請地を整備し木材等の資材置き場として使用するものです。事業の詳細、資金計画につきましてはご覧のとおりです。次に5条の5番について説明いたします。譲受人、譲渡人はご覧のとおりです。転用場所は鹿島町名分の1筆です。都市計画区域区分は都市計画区域外です。農地区分は、第2種農地と判断いたしました。土地利用計画との調整ですが、農用地区域外です。転用目的は駐車場です。転用面積は231㎡、所要面積も同様の231㎡です。権利の種類はご覧のとおりです。事業計画ですが、申請地を整備し、修理車両置き場とするもので追認案件となることから始末書が提出されています。事業の詳細、資金計画につきましてはご覧のとおりです。

次に5条の6番について説明いたします。譲受人、譲渡人はご覧のとおりです。転用場所は東出雲町春日の1筆です。都市計画区域区分は市街化調整区域です。農地区分は、10ha以上の連担があることから第1種農地と判断いたしました。土地利用計画との調整ですが、平成30年11月19日付で農振除外済みです。転用目的は倉庫の建設です。許可該当条項は、農地法施行規則第35条第5号で、既存の施設の拡張で、拡張に係る部分の敷地の面積が既存の敷地の面積の2分の1を超えないものに該当します。転用面積は3,220㎡、所要面積も同様の3,220㎡です。権利の種類はご覧のとおりです。事業計画ですが、譲受人が仮設駐車場として使用していた申請地を整備して倉庫を建築するものですが、追認案件となることから始末書が提出されています。事業の詳細、資金計画につきましてはご覧のとおりです。

次に5条の7番について説明いたします。譲受人、譲渡人はご覧のとおりです。転用場所は八雲町東岩坂の1筆です。都市計画区域区分は都市計画区域外です。農地区分は、第2種農地と判断いたしました。土地利用計画との調整ですが農用地区域外です。

事 務 厚

転用目的は敷地の拡張です。転用面積は3.68㎡、所要面積も同様の3.68㎡です。権利の種類はご覧のとおりです。事業計画ですが、申請地を自宅の敷地として使用するもので、追認案件となることから始末書が提出されています。事業の詳細、資金計画につきましてはご覧のとおりです。

次に5条の8番について説明いたします。譲受人、譲渡人はご覧のとおりです。転用場所は八東町波入の1筆です。都市計画区域区分は都市計画区域外です。農地区分は、第2種農地と判断いたしました。土地利用計画との調整ですが、令和2年3月24日付で農振除外内示済みです。転用目的は駐車場です。転用面積は769㎡、所要面積も同様の769㎡です。権利の種類はご覧のとおりです。事業計画ですが、申請地を来客用の駐車場として使用するもので、追認案件となることから始末書が提出されています。事業の詳細、資金計画につきましてはご覧のとおりです。

次に5条の9番について説明いたします。譲受人、譲渡人はご覧のとおりです。転用場所は八束町遅江の1筆です。都市計画区域区分は都市計画区域外です。農地区分は、第2種農地と判断いたしました。土地利用計画との調整ですが、令和2年3月24日付で農振除外内示済みです。転用目的は進入路及び駐車場です。転用面積は70㎡、所要面積も同様の70㎡です。権利の種類はご覧のとおりです。事業計画ですが、申請地を整備し自宅への進入路及び駐車場として整備するものです。事業の詳細、資金計画につきましてはご覧のとおりです。

次に5条の10番について説明いたします。賃借人、賃貸人はご覧のとおりです。転用場所は西谷町の1筆です。都市計画区域区分は市街化調整区域です。農地区分は、過去土地改良事業が実施されており第1種農地と判断いたしました。許可該当条項は、農地法施行令第4条第1項2号の第1種農地で一時転用を行う場合の不許可の例外に該当します。土地利用計画との調整ですが、農用地区域外です。転用目的は工事用現場事務所の設置です。転用面積は140㎡の内130㎡、所要面積も同様の130㎡です。権利の種類はご覧のとおりで、一時転用期間は令和3年4月30日までです。事業計画ですが、申請地を西谷上地区区画整理その1工事に伴う現場事務所用地として一時転用していたものを、区画整理その2工事でも使用する為一時転用の期間を延長するものです。事業の詳細、資金計画につきましてはご覧のとおりです。

次に5条の11番について説明いたします。借人、貸人はご覧のとおりです。転用場所は下東川津町の1筆です。都市計画区域区分は市街化調整区域の緩和 A 区域です。農地区分は、第2種農地と判断いたしました。土地利用計画との調整ですが、農用地区域外です。転用目的は分家住宅です。転用面積は292㎡、所要面積も同様の292㎡です。権利の種類はご覧のとおりです。事業計画ですが申請地を整備し分家住宅1棟を建築するものです。事業の詳細、資金計画につきましてはご覧のとおりです。

次に5条の12番について説明いたします。借人、貸人はご覧のとおりです。転用場所は大草町の1筆です。都市計画区域区分は市街化調整区域の緩和 A 区域です。農地区分は、第2種農地と判断いたしました。土地利用計画との調整ですが、農用地区域外です。転用目的は分家住宅です。転用面積は96㎡、所要面積は、斜線の宅地と赤道部分を含んだ205.15㎡です。権利の種類はご覧のとおりです。事業計画ですが、申請地を整備し分家住宅1棟を建築するものです。事業の詳細、資金計画につきましてはご覧のとおりです。

事 務 局

次に5条の13番について説明いたします。借人、貸人はご覧のとおりです。転用場所は鹿島町南講武の1筆です。都市計画区域区分は都市計画区域外です。農地区分は、第2種農地と判断いたしました。土地利用計画との調整ですが、令和2年3月24日付で農振除外内示済みです。転用目的は分家住宅です。転用面積は283㎡、所要面積も同様の283㎡です。権利の種類はご覧のとおりです。事業計画ですが、申請地を整備し分家住宅1棟を建築するものです。事業の詳細、資金計画につきましてはご覧のとおりです。

最後に5条の14番について説明いたします。借人、貸人はご覧のとおりです。転用場所は八雲町熊野の1筆です。都市計画区域区分は都市計画区域外です。農地区分は、第2種農地と判断いたしました。土地利用計画との調整ですが、農用地区域外です。転用目的は分家住宅です。転用面積は214㎡、所要面積も同様の214㎡です。権利の種類はご覧のとおりです。事業計画ですが、申請地は、本家住宅の敷地の一部として使用していましたが、整備し分家住宅1棟を建築するものです。事業の詳細、資金計画につきましてはご覧のとおりです。以上、上程しました5条14件につきましては、農地法第5条第2項の規定による不許可の要件には該当しないものと認められます。ご審議をお願いいたします。

議長

それでは、現地調査班からの報告をお願いします。

3 番 委 員 議 長 事務局から説明のあった通り、全ての案件について、問題なしと判断いたしました。 ありがとうございました。ではこれより審議に入ります。ただいまの事務局の説明と 現地調査班の報告につきまして、ご意見・ご質問はありませんか。

(なしの声)

議長

ないようでございますので、採決いたします。はじめに、議第193号のうち、島根 県農業会議からの意見聴取が不要である、番号1番、3番、6番を除く案件について 採決いたします。議第193号のうち、番号1番、3番、6番を除く案件について、 原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長

ご異議なしということですので、議第193号のうち、番号1番、3番、6番を除く 案件については、原案のとおり許可することに決します。次に、議第193号のうち、 島根県農業会議からの意見聴取が必要となる、番号1番、3番、6番について、採決 いたします。議第193号の番号1番、3番、6番は、原案のとおり許可相当である と確認することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長

ご異議なしということですので、議第193号の番号1番、3番、6番は、原案のと おり許可相当であると確認することに 決します。

次に議第194号「松江市農用地利用集積計画の決定について」を上程致します。事 務局の説明をお願いします。

事 務 局

それでは議第194号「松江市農用地利用集積計画の決定について」のご説明をいたします。はじめに農用地利用集積計画の相対契約についてご説明いたします。利1と利2は大野地区の更新案件です。利3は朝酌地区の新規案件です。利4から利25は本庄地区の案件で、このうち利4、利9と利10が新規の案件です。利26から利28は竹矢地区の更新案件です。利29は大庭地区の新規案件です。利30の一部は更新案件です。同じく利30の一部から利33は大庭地区の更新案件です。利34と利35は忌部地区の新規案件です。利36から利45は鹿島地区の案件で、このうち

事 務 局

利36、利40、利43が新規の案件です。利46から利58は八雲地区の案件で、このうち利47から利49、利52から利54、利56と利57が新規の案件です。利59は東出雲地区の新規案件です。利60から利64は宍道地区の更新案件です。利65から利67は玉湯地区の新規案件です。利68から利70は八東地区の案件で、このうち利68と利69が新規の案件です。以上、今回の利用権設定における相対契約の地目別面積は、田136,913㎡、畑59,246㎡、合計面積196,159㎡となります。つづいて農用地利用集積計画の転貸契約についてご説明いたします。転1から転11は秋鹿地区、機構転貸の更新案件です。転12から転17は生馬地区、機構転貸の案件で、このうち転17が新規の案件です。転18と転19は朝酌地区、機構転貸の新規案件です。転20は川津地区、機構転貸の更新案件です。転21と転22は大庭地区、機構転貸の新規案件です。転23は東出雲地区、機構転貸の更新案件です。転24と転25は玉湯地区、機構転貸の更新案件です。以上、今回の利用権設定における転貸契約の地目別面積は、田51,635㎡となります。

つづいて、農用地利用集積計画の利用権移転についてご説明いたします。案件1番から15番すべて同様の案件で、鹿島地区において過去設定された利用権を、内容を変えず、借り手を変更するものです。合計21筆、35,529㎡で、地目は全て田、作物もすべて水稲となっております。なお、新たな借り手は、旧借り手さんが先日設立した法人です。以上、ご審議のほど、お願いいたします。

議 長

長 説明が終わりましたので審議に入ります。ただいまの事務局の説明につきまして、ご 意見・ご質問はありませんか。

(なしの声)

議長

ないようでございますので、採決いたします。議第194号は原案のとおり決定する ことにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長

ご異議なしということですので、議第194号は、原案のとおり決定することに決します。

次に、報告に入ります。報告第67号「会長専決処分の報告」、報告第68号「事務局 長専決処分の報告」を一括でお願いします。

事 務 局

(報告)

議長

| 報告が終わりましたが、これは報告ですのでこれまでとします。

以上で議事を終了しましたので、第34回松江市農業委員会総会を閉会いたします。